特別養護老人ホームやすらぎホームけやき

重要事項説明書

１　施設経営法人

法人名　　社会福祉法人秋田けやき会
所在地　　秋田県秋田市御所野下堤五丁目１番５号
電話番号　　０１８（８２６）０６５１
代表者氏名　　理事長　秋山　尚子
設立年月日　　平成７年８月１日
他の主な事業　　指定地域密着型介護老人福祉施設　　定員　２９名
指定短期入所生活介護　　定員　１４名
指定通所介護　　定員　４０名
指定訪問介護
指定居宅介護支援
地域包括支援センター（指定介護予防支援）
軽費老人ホーム　ケアハウス　　定員１００名

２　施設の概要

（１）施設の種類　指定介護老人福祉施設
（２）施設の目的　特別養護老人ホームやすらぎホームけやきは、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護福祉施設サービスを提供します。
　この施設は、原則、要介護３から要介護５までの要介護者で、居宅において常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。ただし、要介護１又は２の方でも特例としてその利用が認められる場合があります。
（３）施設名　　特別養護老人ホームやすらぎホームけやき
（４）指定事業所番号　０５７０１５０２９２
（５）所在地　　秋田県秋田市御所野下堤五丁目１番５号
（６）電話番号　　０１８（８２６）０６５１
（７）施設長氏名　小川　卓也
（８）運営方針　　当施設は、施設サービス計画に従い、利用者お一人おひとりの自立を支え、尊厳を守り、利用者の立場に立ってその生活の質を追求した介護サービスを提供します。サービスの提供にあたっては、市町村、保健医療サービス、地域や身元引受人等との綿密な連携に努めます。
（９）開設年月日　平成９年４月１日
⑽ 建物概要　　鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ銅板葺一部２階建て
⑾ 延べ床面積　５，４３３．７０平方メートル
⑿ 利用定員　　１０６名
⒀ 第三者評価の実施　なし

３　居室等の概要

（１）居室　　１人部屋（従来型個室）２６室　　1床あたり１４．０㎡
２人部屋（多床室）　　６室　　1床あたり１１．０㎡
４人部屋（多床室）　　１７室　　1床あたり１０．７㎡
※入所後に居室変更の希望がある場合は、居室の空き状況等を踏まえ施設がその可否を決定します。また利用者の心身状況等により、事前に利用者や身元引受人と協議のうえ居室を変更する場合があります。
（２）主な共用施設　①食堂　②機能訓練室　③浴室（一般浴槽、特殊浴槽）　④トイレ
⑤多目的室（個室）　⑥医務室、静養室　⑦玄関、ロビー

４　職員配置と勤務体制

（１）職員の配置状況

令和７年４月１日現在

職種	配置数	指定基準※	備考
施設長	１名	１名	
医師	４名	必要数	嘱託
生活相談員	２名以上	２名	
看護職員	３名以上	３名	
介護職員	４０名以上	３７名	
栄養士	１名以上	１名	
機能訓練指導員	１名以上	１名	看護職員と兼務
介護支援専門員	２名以上	２名	
事務職員	３名	―	
その他	２名	―	洗濯職員

※指定基準：利用定員 120 名（併設する短期入所生活介護を含む）に対する基準です。

５　提供するサービスと利用料金

（１）介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスは、居住費・食費を除き、所得に応じて７～９割が介護保険から給付されます。

①サービスの概要

ア　入浴

利用者の心身状況に応じて機械浴槽等を使用し、週２回以上行います。入浴が困難な場合は清拭を行います。

イ　排泄

排泄の自立を促すため、利用者の能力を最大限活用した援助を行います。

ウ　機能訓練

日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善・維持のため、生活ケアのなかで機能訓練を行います。

エ　健康管理

定期の健康診断のほか、施設医師（嘱託）と看護職員が日常の健康管理を行います。

オ　栄養管理

低栄養状態の予防改善のため、管理栄養士が献立作成や栄養指導、食事形態等の調整を行います。

カ　自立支援

心身の機能維持・回復に向けて可能な限り離床に努めるとともに、レクリエーションや季節行事等を通じた利用者の役割発揮の機会を作ります。

キ　相談

必要に応じて利用者や身元引受人等に対し、生活・介護・環境等に関する相談や助言を行います。

ク　生活支援

定期的なリネン交換、居室清掃、日常使用する衣類等の洗濯を行います。

ケ　社会的便宜

必要に応じてサービス利用に関する行政機関等への手続き代行を行います。

②サービスの利用料金

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、居住費・食費を合わせた金額をお支払いいただきます。

ア　基本サービス費、各種加算は、別紙「利用料金表」のとおりです。

イ　介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額が変わります。また加算の対象となった場合は、その額が自己負担額に追加されます。

ウ　利用者が要介護認定を受けていない場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、利用者が保険給付申請を行う際に必要となる「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をお支払いいただきます。国または外部業者等が定める価格に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額が変わります。

ア　居室：国が定める基準費用額。ただし、負担限度額認定証を受けている場合は認定証に記載された額

イ　食事：施設が定める額。負担限度額認定証を受けている場合は認定証に記載された額

ウ　特別な食事：利用者の希望に応じて、献立以外の食事を提供することができます。

利用料金　実費

エ　医療：施設医師（嘱託）による診療のほか、医師の指示により通院・入院して治療を受けることができます。なお、医師の指示によらない外来受診については、施設で対応できない場合があります。その場合は身元引受人等による送迎や付き添いをお願いします。

利用料金　医療保険からの給付額を除いた自己負担額

オ　予防接種：種類によっては利用者の希望に応じて施設で受けることができます。

利用料金　実費

カ　医療的ケア：看護職員のほか、医療的ケアの従事者資格をもつ介護職員による喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを受けることができます。

利用料金　医療的ケアの備品費として、医療保険からの給付額を除いた自己負担額

キ　理髪：出張による理美容サービスを利用することができます。

利用料金　実費

ク　クリーニング：施設で洗濯が難しい衣類等は、外部委託業者のクリーニングを利用することができます。

利用料金　実費

ケ　レクリエーション：利用者の希望に応じて、レクリエーションや趣味活動を行うことができます。

利用料金　実費

（3）利用料金のお支払い方法

上記（1）、（2）の利用料金は、１か月ごとに計算して請求したうえ、翌月 20 日に金融機関口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。自動引き落としによるお支払いができない場合は、指定金融機関口座へお振り込み（振込手数料は利用者負担となります）によりお支払いください。

（4）サービス提供における施設の義務

当施設及び施設従事者は、サービス提供にあたって次のことを守ります。

①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に努めます。

②利用者の健康状態に留意し、医師や看護職員等と連携して健康管理を行います。

③利用者の心身の状況等を、適宜身元引受人に報告します。

④非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難など必要な訓練を行います。

⑤利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

⑥利用者に提供したサービスについて記録を作成し、退所後２年間保管するとともに、利用者又は身元引受人の求めに応じて閲覧できるようにします。

⑦利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束することがあります。

⑧利用者の人権擁護や虐待防止のため、研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める等必要な措置を講じます。

⑨サービス提供にあたって知り得た利用者及び身元引受人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは契約終了後も同様です。ただし、利用者に医療上必要がある場合、また円滑な退所のための援助を行う場合には、関係機関等に情報を提供することがあります。

（5）協力医療機関

医療を必要とする場合は、施設医師（嘱託）の紹介等により下記医療機関において診療・入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、また義務付けるものではありません。

①日本赤十字社	秋田赤十字病院	秋田市下北手猿田字苗代沢 222－１
②地方独立行政法人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町４－30
③医療法人正観会	御野場病院	秋田市御野場二丁目 14－１
④社会医療法人明和会	中通歯科診療所	秋田市中通六丁目１－58
⑤医療法人千成会	旭北歯科医院	秋田市旭北栄町１－４
	遠藤歯科クリニック	秋田市中通二丁目８－１

６　施設を退所いただく場合

契約終了期日の定めはありませんが、以下のような事由があった場合には契約を終了し、利用者に退所していただきます。

①利用者が亡くなった場合
②要介護認定により、利用者の心身の状況が自立または要支援と認定された場合又は要介護１もしくは要介護２と認定され、介護保険法令に定める「特例入所」の要件を満たさない場合
③施設が解散命令を受けた場合や破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥利用者もしくは身元引受人から契約解除（退所）の申し出があった場合
⑦施設から契約解除を行った場合

（1）利用者もしくは身元引受人からの契約解除（退所）の申し出

契約の有効期間であっても、利用者もしくは身元引受人から契約解除を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除して退所することができます。

①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②施設の運営規程の変更に同意できない場合
③利用者が入院された場合
④施設または従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
⑤施設もしくは従事者が、守秘義務に違反した場合
⑥施設もしくは従事者が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

（2）施設からの契約解除により退所いただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただく場合があります。

①利用者もしくは身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③利用者が、故意又は重大な過失により、施設又は従事者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④利用者が連続して３か月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合
⑤利用者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設に入院した場合

（３）利用中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

①３か月以内の入院の場合

退院後再び施設を利用することができますが、入院期間中は、居住費及び外泊時費用の生じる期間においては外泊時費用を負担していただきます。ただし、利用者または身元引受人がその居室を短期入所生活介護に使用することに同意され、かつ実際に使用させていただいた場合には、その期間の費用負担はありません。

②３か月以上の入院の場合

３か月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除することがあります。

（４）円滑な退所のための援助

利用者が退所する場合には、利用者又は身元引受人の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

②居宅介護支援事業所の紹介

③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７　身元引受人

（１）施設では、契約締結にあたり、身元引受人となる身元引受人の設定をお願いしています。

（２）身元引受人とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

（３）身元引受人の職務は、次の通りとします。

ア　利用者が医療機関等に入院する場合は、入院申込み、費用負担等その他入院手続きの円滑な遂行

イ　本契約が終了する場合は、施設と協力して利用者の状態に応じた受け入れ先の確保

ウ　利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者が引き取れない場合の受け取り及び当該引渡しにかかる費用の負担

エ　民法第 458 条に定める連帯保証人（身元引受人が成年後見人であって、かつご家族又は縁故者でない場合を除く）

（４）前号エにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

ア　利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

イ　前項の連帯保証人の負担限度額は、250,000 円とします。

ウ　連帯保証人の請求があったときは、施設は連帯保証人に対し、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額、利用者の全ての債務の額に関する情報を提供します。

８　施設利用の留意事項

施設の利用にあたっては、共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項の遵守をお願いしています。

（１）持ち込みの限度

衣類や日用品、テレビやお小遣い程度の現金以外は持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で施設長が認めた場合は、この限りではありません。

（２）面会

面会を希望する場合は、施設職員に届け出てください。ただし、感染症対策等により、面会の実施を制限する場合があります。また飲食については、既製品以外のもの、生もの、誤嚥や窒息等事故につながる恐れがあるものは、持ち込むことができません。他の利用者や職員に対する金品などお心遣いもお受けできません。

（３）外出・外泊

外出や外泊を希望する場合は、当日の２日前までに施設職員にご相談ください。

（４）食事止め

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

（５）施設・設備の使用

ア　居室及び共用施設、敷地は、その本来の用途に従って利用してください。

イ　故意に又は注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を破損・汚損した場合には、自己負担

により現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ　利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分に配慮します。

エ　施設従事者や他の利用者に対し、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、ハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

オ　動物等の飼育はできません。

９　事故発生時の対応

サービスの提供にともない事故が発生した場合は、施設は速やかに身元引受人、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を究明し、再発を防止するための対策を講じます。

10　緊急時の対応

サービスの提供にともない利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに身元引受人、施設医師又は協力医療機関に連絡するなど、必要な措置を講じます。

11　身体的拘束の適正化

施設では、原則として利用者の自由を制限する身体的拘束を行いません。ただし、利用者又は他の利用者もしくは施設従事者の安全上、緊急やむを得ない事由が生じ、他に代替法がなく、かつ一時的な対応であると認められた場合に限り、身体的拘束を行うことがあります。その場合には、利用者及び身元引受人に十分な説明を行い書面で同意を得るほか、その態様、時間及び利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等について記録することとします。また、施設は利用者の人権を擁護するとともに、身体的拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

（1）身体的拘束の適正化を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。

（2）身体的拘束の適正化のための指針を整備します。

（3）施設職員を対象に、定期的に身体的拘束の適正化のための研修を行います。

12　虐待の防止

施設は、利用者の人権を擁護するとともに、虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。

（2）虐待防止のための指針を整備します。

（3）施設職員を対象に、定期的に虐待防止のための研修を行います。

（4）これら各項に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を選任します。

13　感染症の予防及びまん延の防止

施設は、感染症の発生とまん延を防止するため、以下の措置を講じます。

（1）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（3）施設職員を対象に、定期的に感染症の予防及びまん延防止のための研修を行います。

（4）これら各項に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を選任します。

14　業務継続計画

（1）施設は、感染症や非常災害の発生した場合に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

（2）施設は、施設職員に対し、当該計画を周知するとともに定期的に研修及び訓練を行います。

（3）施設は、定期的に当該計画の見直し及び必要に応じた変更を行います。

15　損害賠償

サービスの提供にともない、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設がその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

16　苦情及び相談の受付

施設サービスの利用にかかる苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

（1）特別養護老人ホームやすらぎホームけやき

受付時間：８時30分～17時30分（緊急時は24時間対応）
所 在 地：秋田市御所野下堤五丁目１番５号
電話番号：０１８（８２６）０６５１
ＦＡＸ：０１８（８２６）０６５２

（2）その他の受付機関（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

秋田市介護保険課

受付時間：８時30分～17時15分
所 在 地：秋田市山王一丁目１番１号
電話番号：０１８（８８８）５６７４
ＦＡＸ：０１８（８８８）５６７３

秋田県国民健康保険団体連合会（国保連）

受付時間：９時00分～17時00分
所 在 地：秋田市山王四丁目２番３号
電話番号：０１８（８８３）１５５０
ＦＡＸ：０１８（８８３）１５５１

秋田県福祉サービス相談支援センター

受付時間：９時00分～17時00分
所 在 地：秋田市旭北栄町１番５号
電話番号：０１８（８６４）２７２６
ＦＡＸ：０１８（８６４）２７４２

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホームやすらぎホームけやき

説　明　者　　職　　名

氏　　名

私は、本書面に基づいて施設（事業者）から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利　用　者　　住　　所

氏　　名　　㊞

代　筆　者　　氏　　名　　（続柄　　）

身元引受人　　住　　所

氏　　名

（続柄　　）